

深川市庁舎整備検討会議の会議ルールに関する取扱いについて

1. 会議の公開

会議については、原則公開とする。

2. 会議の傍聴等

- (1) 傍聴者の定員は、会議の都度、会場等を勘案し事務局で定める。
- (2) 傍聴希望者が定員を超えるときは、先着順に傍聴を決定する。
- (3) 傍聴のルールは次のとおりとする。

傍聴のルール

1. 会議を傍聴しようとする者は、受付簿に住所、氏名を記載する。
2. 受付は会議開催時間の5分前までに行う。
3. 傍聴人は事務局員の指示に従い静かに傍聴する。
4. 傍聴人は会議場において発言したり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明してはならない。
5. ゼッケンやたすきを着用したり、旗やプラカードを掲げるなど、示威的行動をしてはならない。
6. 会議場において、許可なく撮影、録音その他これに類する行為をしてはならない。
7. その他会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしてはならない。

3. 会議資料の提供

会議資料は、配付または閲覧の方法により、傍聴者に対し提供する。

4. 会議録の作成及び公表

- (1) 会議録については、発言の要旨を記載した要点記録とする。
- (2) 会議録の内容については、委員長及び副委員長の確認を得た後に公表する。
- (3) 会議録の公表の方法としては、市ホームページへの掲載とする。なお、会議概要を広報紙等で公表する場合もある。
- (4) 会議録を公表する場合は、発言者の氏名等は記載しない。